

地下の正倉院 平城宮第一次大極殿院のすべて 第一期展示木簡

第1期	一〇月二〇日(土)	一一月四日(日)
第2期	一一月六日(火)	一一月八日(日)
第3期	一一月二〇日(火)	一二月二日(日)

木簡は二期に分けて展示します。

I 大極殿院の時代

〔造営期の木簡〕

1 大極殿建設時期の手がかりとなつた和銅三年の伊勢国の荷札

(1) 七次、整地土出土。『平城宮木簡』七〈以下略〉一一二八六

(表) 伊勢国安農郡阿□里阿斗部身
〔刀カ〕

(裏) 和銅三年正月

長さ100mm・幅24mm・厚さ4mm ○五一型式

伊勢国安農郡阿刀里（『和名抄』の跡部郷。今の大和県津市付近）から納められた物品の荷札。品目も数量も書かれていないが、下端を尖らせた形状や、同じ整地土から見つかった同郡の「五斗」の荷札（3期展示14）からみて、白米の荷札であろう。阿斗部身は貢進者の名で、「阿斗部」が姓（ウジ名）、「身」が名にあたる。

裏面は貢進年月で、和銅三年は七一〇年、平城遷都の行われた年。この木簡が見つかった大極殿院南面築地回廊の基壇の基礎部分の整地土は、築地回廊建設以前に運び込まれたことが明らかである。このため1は、『続日本紀』に和銅八年（七一五）正月まで大極殿の記事がないことや、平城宮大極殿が藤原宮大極殿を移

築したとみられることと相俟つて、遷都時には第一次大極殿が存在せず、その竣工が和銅八年まで大幅に遅れたという重要な知見を与える資料となつた。

なお、これまで裏面は「和銅三年□〔三カ〕月」と読んできた。月の数字は横画が三本確認できることから「正」「三」「五」のいずれかであり、縦画が明瞭には見出せなかつたため、これらのうちでは「三」の可能性が最も高いとみてきた。ところが、科学的保存処理の結果、これまで確認できなかつた二画目にあたる縦画（下画とこれに連なる三画目にあたる点、及び四画目にあたる縦画（下部五画目の横画に連なる）を明瞭に認めることができるようになつたため、読みを改めた。

このため、この木簡が付けられたとみられる白米は、これまでの理解よりも二ヵ月早く、遷都の直前に納められたことになる。通常貢進元からの運搬、都での消費、そして荷札の廃棄に至るまでは、相應の時間が経過するとみられるが、仮にすぐ都（当時は藤原京、あるいは遷都直前の平城京）に運ばれ、また保管期間をおかずして消費されたとしても、元明天皇が平城京に遷つて遷都が実現した三月まではわずか二ヵ月しかない。この間に整地から基壇造成を経て、築地回廊竣工に至つたとは考えられないため、大極殿院の竣工を和銅八年（七一五）と見る従来の見解は変わらず、この木簡の出土がもつ意義に影響を及ぼすことはない。

2 丹波国から納められた白米の荷札1

(九一次、整地土出土。一一三〇八)

〔氷部カ〕

〔表〕丹波国氷上□石負里□□
（裏）俵納白米五斗 和銅三年

長さ（一一一）■・幅一九■・厚さ五■ ○二九型式

丹波国氷上郡石負里は、今の兵庫県氷上郡石生と柏原町を含む地域。「石負」は、「和名抄」の「石生」「原負」とみえるサト名にあたる。『和名抄』には「伊曾布」「以曾不」の訓もあり、「いそふ（う）」と読んだことがわかる。

同じサトから納められた白米の荷札が近くから他に二点見つかっている（2期展示9、3期展示15）。同じ地域から納められた米が一括して保管され、使用されたことを示す資料である。

なお、2は水部某、9は千□部□牟、15は笠取直子万呂と別人の荷物だが、地名十貢進者名十「納白米五斗」+年月日、という書式は共通している。また、9と15は月日が四月廿三日で同一、2と9は年が和銅三年で同じである。これらは同じサトから同じ和銅二年四月廿三日付けで納められた荷札の可能性もあるう。

3 越前国から納められた白米の荷札

（丸一次、整地土出土。一一三〇五）

〔表〕越前国香々郡綾部里綾部里
（裏）□□伊支見白米五斗

長さ一六七■・幅二一■・厚さ六■ ○五一型式

〔表〕伊予国桑村郡林里 鴨部首加都士 中俵
（裏）「物部物部」
長さ一〇二■・幅二五■・厚さ三■ ○三一型式

伊予国桑村郡林里（今の愛媛県西条市西部。なお『和名抄』には林里は見えない）から納められた俵の荷札。鴨部首加都士と鴨部首君の二人分を合わせて貢進していることから、庸米（庸は年十日の労役の替わりに物納する租税）の荷札とみられる。年紀は書かれていないが、国一郡一里の行政組織（里制）からみて、靈龜三年（七一七）以前の木簡である。

「中俵」は、「上俵」の例がある（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二一、三五頁上段。〈以下、城二一一三五上、のように略記〉長屋王家木簡）ので、中等級の米の意味であろう。裏面は習書。米を消費したあと、荷札を廃棄するまでに書かれたものか。

5 大井里（国不詳）から納められた米の荷札

（二三七次、整地土出土。一一二九一）

〔表〕大井里委文部鳥□
（裏）米五斗

長さ一五三■・幅一七■・厚さ四■ ○三三型式

越前国香々郡綾部里（『和名抄』の加賀国加賀郡。但し「綾部里」は見えない。金沢平野北半にあたる）から納められた白米の荷札。年紀は書かれていないが、国一郡一里の行政組織（里制）からみて、靈龜三年（七一七）以前の木簡である。「綾部里」を二度繰り返しているのは何らかの書き誤りか。裏面の「伊支見」は貢進者の名。姓にあたる二文字は筆画は明瞭だが訛読みできない。

踊り字（同じ文字を繰り返す記号。藤原宮跡など、七世紀の木簡にもみられる）の「々」は、一般に、「ミ」の字形で書かれるが、この木簡では最初の入りが弱く、最後を横に引いて止めているため、「」に近い字形になっている。

4 伊予国から納められた俵の荷札

（丸一次、整地土出土。一一三一五）

〔表〕伊予国桑村郡林里 鴨部首加都士 中俵
（裏）「物部物部」
長さ一〇二■・幅二五■・厚さ三■ ○三一型式

大井里（国は特定できない）から納められた米の荷札。委文部鳥は貢進者の名。年紀は書かれていないが、国一郡一里の行政組織（里制）からみて、靈龜三年（七一七）以前の木簡である。なお、大井里の荷札には、5と同様里名から書き出す蒜（びる）の例がある（2期展示51）。また、大井里は各地に多数あるが、荷札木簡として國のわかるのは安房国安房郡と隱岐国智夫郡の事例のみである。いずれも海產物を貢進する地域であり、5や51の大井里には該当しないだろう。

6 隱岐国から納められたワカメの荷札

（九一次、整地土出土。一一三一一）

海部郡前里
阿曇部都祢 軍布廿斤

長さ一九一■・幅三四■・厚さ七■ ○三一型式

海部郡前里から納められた軍布（ワカメ）の荷札。「メ」を軍布」と表記する事例は隱岐国の荷札が圧倒的に多く、6も隱岐国海部郡であろう。『和名抄』には前里に對応する郷名はみえないが、あるいは佐作郷にあたるか。阿曇部都祢は貢進者名。廿斤は今約一三・五kgにある。年紀は書かれていないが、国一郡一里の行政組織（里制）からみて、靈龜三年（七一七）以前の木簡である。

7 千字文の文字を練習した木簡

（九一次、建物SB八一八二掘方出土。一一三八八）

淡淡河推推糧霜□
推海梅推海物物物讓讓

長さ（一四一）■・幅五二■・厚さ三■ ○一九型式

同じ文字が繰り返し書かれていることから文字を練習した（習書）木簡であることがわかる。しかし、脈絡のない文字を並べたのではない。文字を拾っていくと、中国で子供が文字を学ぶ初步の教科書や習字の手本として利用された『千字文』の文章が現れてくる。

『千字文』は、梁の武帝の命により、周興嗣（五二一年没）が作ったものといい、四字句の韻文で綴られた千個の異なる文字からなる。『古事記』によると、日本へは応神天皇の頃に『論語』とともに伝わったとされる。これは木簡に練習される典籍で圧倒的に多いのが『論語』と『千字文』であることとも照應している。具体的に『千字文』との関係をみると、7には「海鹹河淡、鱗潛羽翔、龍制文字、乃服衣裳、推位讓國」（第一七句—第二三句）のゴチック部分が含まれている。但し、「糧」は『千字文』の末尾に近い「老少異糧」（第二〇六句）、「霜」は冒頭に近い「露結為霜」（第一〇句）、「物」は中程の「逐物意移」（第一〇〇句）に含まれており、離ればなれの位置にある。また、「梅」は登場せず、あるいは「海」の偏をスライドさせて木偏に変えたものであろうか。

【樓閣名の見える木簡】

（九七次、堰状遺構SX八四一一出土。一一八九八）

□ 里工作高殿料短枚桁二枝 □

長さ（二六一）■・幅（二二）■・厚さ四■ ○八一型式

高殿は重層の建物のこと。2021（2期展示）22（3期展示）が見つかった堰状遺構SX八四一一から最も近い高殿は、第一次大極殿院南面の東西樓閣で、同じ地点で見つかった木簡の年代

からも、天平初期に南面築地回廊に増設された東西楼閣をさすとみられる。

高殿の部材のうち短い枚桁ひらげた二枝（本）を里工さといこう（微発された民間の工人）が加工したことが記されている。

【樓閣掘立柱抜取穴の木簡】

23 北門の警備担当者の記録

（三三七次、西樓SB一八五〇〇柱抜取穴出土。一一五一四）

（表）北門 己知 川原 高市 「阿刀 合七人
日下 □野 川口 中嶋所

（裏）数沓付此使

長さ（三一八）■・幅（二八）■・厚さ三■ ○一一型式

門名と人名（ウジ名のみ）を列挙した木簡。裏面には沓に関する内容が記される。

表面の記載は、平城宮内裏北外郭官衙の土坑SK八二〇出土のいわゆる「西宮兵衛木簡」や二条大路木簡に類例があり、各門の警備を担当する兵士名の報告と、彼らに支給する食料の分配を請求する働きをもつ木簡と考えられている。裏面には、人数分の沓を使いに託す（あるいは託してほしい）旨が記されている。

24 衛門府の物品の付札

（七七次、東樓SB七八〇二柱抜取穴出土。一一四一八）

衛門府

長さ一二八■・幅一六■・厚さ三■ ○三三一型式

衛門府は、平城宮を取り囲む大垣に開く宮城門（朱雀門など）

からも、天平初期に南面築地回廊に増設された東西楼閣をさすとみられる。

高殿の部材のうち短い枚桁ひらげた二枝（本）を里工さといこう（微発された民間の工人）が加工したことが記されている。

木簡をよむ1

木簡23には三つのナゾが残る。

ナゾ1 「北門」はどこの北門か？ 平城宮内の、どこの区画の、北側の門だろうが、どこの区画なのか。配置される面々の「ウジ名」をみると、兵衛や中衛という内裏クラスの警備にあたる部隊の印象が強いが、一緒に出土した木簡も併せて考えると、絞り込みが難しい。

ナゾ2 「中嶋所」とはなにか？ 思い浮かぶのは、正倉院文書にみえる法華寺関係の「中嶋院」や、聖武太上天皇・光明皇后・藤原皇子が得度したという「平城（京）中嶋宮」である（『扶桑略記』『行基年譜』）。しかし、北門との関係や、そもそもこの木簡における位置付け（発給元なのか送り先なのかなど）がわからない。

ナゾ3 「沓」はなぜ突然登場するのか？ 人数分の沓をこの使いに託す（あるいは託してほしい）となるが、日常的に食料のように沓が支給されたのだろうか。むしろ、儀式など特別な日に、装束として沓が貸与されることが前提にあるのではないだろうか。

あえて臆測するならば、23は、ある儀式（規模は不詳）で、ある区画の北門の警備を差配した木簡で、食料を請求するとともに、儀式で兵士が装備する沓（他の備品は貸与が完了していたか、あるいは日常の転用だった）の手配を求めるためのもの。中嶋所は、儀式の場所や主催者かもしれないし、あるいは沓を手配したり警備部隊の人員を差し出した組織かも知れない。

これならばなんとか辻褄は合いそうだ。沓のサイズの指定がないのは気になるが……。

北門の警備と沓の関係

を警備する軍隊。門の警備を代々の職掌とする「門部」が、都に連れて来られた諸国の兵士（衛士と呼ぶ）を率い警備にあたつた。

24は形状は切り込みのある付札状だが、「衛門府」としか書かれておらず、文字面だけではなんのことだかまるでわからない。

ただ、興味深い点がある。一つは、この木簡と瓜二つの木簡がもう一点出土していること（3期展示34）。もう一つは、第一次大極殿院東西楼の柱抜取穴から、この他にも衛門府関係の木簡が出土していることである。つまり、どうも第一次大極殿院の南辺附近で衛門府が活動していたらしい。その時期は、東西楼閣抜取穴出土という点から、天平勝宝年間（七四九—七五七）、と想定できる。

24は衛門府が活動していた場所で廃棄された木簡であるから、衛門府からどこかへ送られた木簡ではない可能性が高い。おそらく、衛門府の備品なり、衛門府に届けられた物品につけられていた木簡であろう。衛門府は、本来朱雀門など平城宮を開く門を警備する部隊である。なぜ宮内奥深い場所で活動していたのか。

一つには、衛門府の衛士が工事現場に単なる労働力として投入されていた可能性がある。衛士を軍事目的以外でこき使つてはいけない、という禁令が出ていることからみると、衛士を単純労働力として使うことは実際にはまあつたようだ。

あるいは、実際に軍隊として警備にあたつていたのかも知れないが、その場合は、第一次大極殿院地区が天平勝宝年間にどのよう性格の場所だつたか、という問題と、併せて考えなければならない、大きな課題となる。

右兵庫の見える木簡

(三三七次、西楼SB一八五〇〇柱抜取穴出土。一一五五〇)

□右兵庫

長さ五〇mm・幅四三mm・厚さ六mm ○一型式

兵庫は、儀式用、及び実用の武器を保管する官司。左兵庫と

木簡をよむ2

「右兵庫」木簡25を推理する

この木簡の用途を考える手掛かりは、ほぼ正方形という形状と、二つの孔にある。加工の状況や、文字の場所からして、延々と何かを書き連ねた一部分、というわけでもなさそうだ。もともと正方形の板に、文字を書き込んだ。しかも、どういうわけか文字は右に寄っている。

そして、文字が書かれていない左部分に、二つ孔が開いている。木簡の孔も様々だが、文字が書かれた面の孔はぞんざいなものが多い。だが、この孔は丁寧だ。節の痕跡でもなさそうで、人為的に開けている可能性が高い。

正方形の板、右に寄った文字、左の丁寧な孔。書かれていた内容は倉庫かその管理者。浮上する可能性は、倉庫の管理につきものの、「鍵」をぶら下げる、キーホルダーである。

平城宮最大の武器庫のキーホルダー。それだけでなにやら迫力が増すが、なぜ大極殿院改造現場で捨てられていたのか、そんな事を考えるとさらに推理欲がそそられる。

ただ、これまでに知られる確実なキーホルダー木簡は、いずれも細長く、上方に孔を開けその下にどこの鍵かを記している。上端は角を落とすなど、使いやすさに考慮している様子だ。この木簡は、平城宮内最大の武器庫のキーホルダーにしては今一つ「かつこよく」ない。となると、右兵庫が使う物品に括り付けられていた木簡などの可能性を考えなければならない。形状や孔の位置については、たとえば、急いで手元にある材料でつくつたとか。ぐつと身近に、ちょっと迫力に欠けるようになる。ただ、それでも二つの孔、というのが気に入らない。一つでいいのに。キー ホルダなら二つあつてもいいかもしない。左右の兵庫なら……。

魅力的な仮説の誘惑には、気をつけていても、引きずり込まれてしまふものようだ。

右兵庫に分かれる。兵庫の築地壇の外側は武装した衛士が昼夜を分かたず守ることになつてゐた。

ほぼ正方形の材に役所名だけを記す木簡だが、用途は未詳。一文字目は「左」の可能性もある。

26 小便禁止の立て看板の木簡

(三三七次、西楼SB一八五〇〇柱抜取穴出土。一一五一八)

此所不得小便

長さ二〇三・幅五五・厚さ六〇一型式

「此ノ所小便スルヲ得ザレ」、読んで字の如し、「ここでおシツコをしてはいけません」という注意書きの看板の木簡である。出土地は大極殿院の西楼の柱穴。どうみても場所柄に相応しからぬ内容に思えるが……。類例は当然ながら全くない。

この木簡を読み解くヒントはザクツとしたその形状にある。「ここ」とはどこか。誰に向けた木簡なのか。文書なのか、それとも掲示したものなのか。なぜこんな木簡がつくられたのか。だれが作つたのか。詳しくは、下の木簡をよむ³をご覧ください。

26の木簡の表面は、一見平らだが、よく見るとまばこ形をしている。そして、全面を完全に平滑に仕上げているのではなく、比較的短いスパンで刃を入れて、削つてある。一部専門家の間では「カットグラス状の削り痕跡」と呼ばれるものだ。これらの様子は、どちらかというと、再利用とか、比較的雑な作りとか、そういう部類に属する。裏返すとさらにひどい。木材を割つたままである。手斧か何かで大きく割つた、そのままなのだ。木簡の場合、文字を書く面だけでなく、文字を書かない面も削つて、文字を書くことができるレベルに仕上げているのが普通で、こういう例は珍しい。

木簡の上下の加工も荒っぽい。表面から刃物を入れて、刃物跡を使つて折つてある。こういう方法自体は「切り折り技法」とも呼ばれ、木簡の加工法としてはポピュラーだ。ただ、普通は表裏両方から刃をいれて折るし（その方がささくれが少なくて済む）、刃も深く入り、ささくれを簡単に削つたりしている。この木簡では、刃物は片面からだけで、ささくれもそのまま。まるで、工事現場であり合わせの端材を、間に合わせに折つて、削つて、文字を書いているみたいだ。そう、こう考えてくると一気に方向性がみえてくる。「ここ」は工事現場、おそらく東西樓閣などの解体工事現場だ。小便禁止の手紙を書くわけではない。看板だろう。作業員たちがついついというスポットがあつたに違ひない。問題になつて、慌てて作つたのが、この木簡、というわけだ。

ならば作業員連中は文字が読めたのか。立ち小便スポットは一力所だけか。派生する問題も多くて興味深い。ぜひ、木簡と向き合いながら、平城宮の工事現場の空氣とあわせて、想像してみていただきたい。

木簡をよむ 3

日本最古の小便禁止の立て看板26をよむ

27 丸子姓の人名や天平勝宝の年号の書かれた文字の練習の木簡

(七七次、東楼SB七八〇二柱抜取穴出土。一一三九三)

(表) 天平勝宝□年□□月二日合

丸子 豊 宅 丸子 豊 頬 丸子 友 注 丸子 友 依
丸子 □ □ □ □ □

(裏) 丸子 □夫 天文 丸子 豊 丸子 刀千
丸子 広 宅 丸子 大 田 而 丸子 豊 宅 宅 宅 宅 宅
宅 宅 宅 宅 宅 宅 宅 宅 宅 宅 宅 宅 宅 宅 宅 宅 宅
〔宅 カ〕

長さ一九二四・幅三一・厚さ五〇一型式

丸子一族の名前を列挙した習書風の木簡。だが、冒頭の天平勝宝以下の文言からすると、本来は、文書木簡、とくに歴名木簡（なんらかの目的で、関係する人名を列挙して記した木簡）で、そこに習書が書き足された可能性が高い。

丸子氏は、東北地方太平洋側の在地豪族で、天平勝宝五年（七五三）六月に、丸子牛麻呂・丸子豊嶋ら四人が、同年八月には丸子嶋足が、「牡鹿連」という姓に改められ、より格上の一族として認証されている。八月に改姓された牡鹿嶋足は、後に藤原仲麻呂の乱における活躍で大出世して正四位上に昇り、道嶋嶋足として奈良時代後半の政治史を彩る人物である。彼が、この時最初の改姓には含まれていなかつたことは、丸子一族の中での力関係などを想像させて興味深い。

さて、この木簡に登場する人物名には「豊宅」など「豊」字がつく名がいくつか並ぶ。六月に改姓された豊嶋の近親者の可能性が考えられるだろう。すると、六月の豊嶋の改姓にともなつて、「私たちも一族なので」と改姓の手続きをした木簡のなれの果て、という可能性を考えたくなる。ただ、現状では文字の残存状況が悪く、何月かはつきりわからない。数字二文字分らしいというところから考えれば、「十一」「十二」月のいずれかと想像される。六月の改姓に対する手続きにしては、間が空き過ぎる。むしろ、改姓以前の天平勝宝四年十一月もしくは十二月に、改姓とは関係のない至極日常的な業務に用いられた木簡で、そこに習書され廃棄された、と考えておく方がよさそうだ。

平城宮内の日常的な業務に用いられた木簡に名が登場するとなると、彼らは平城宮周辺で働いていたと考えられる。丸子一族のかなりの数の人間が、東北地方からはるばる都へとやつてきていた。豊嶋たちも、東北地方に居たのではなく、平城宮で勤務していく改姓された可能性もあるだろう。地方豪族の地元と平城京の往来、その意外に近い距離関係を示してくれる木簡である。

【大極殿院周辺の木簡】

38

天皇用の糸の付札

（一七七次、整地土下層木屑層・炭層出土。一二六七七）

供御 糸十絹

長さ一一四mm・幅二二mm・厚さ六mm ○三三型式

糸の付札。耳糸はいくつかの用法がある語だが、ここでは布の両端部（耳）を織る際に用いられる糸のことだろう。端部のほつれを防ぐ目的があり、太めの糸が用いられることが多いらしい。「絹」は糸を数える単位。重量を基準に規定されるが、おそらくひと巻きというような意味でもあつたと思われる。

耳糸があるということは、布を織つたことを示している。織布を担当する役所としては織部司がある。平城宮内の手工業生産の様子がうかがえる。

「供御」は「くわい」と読み、天皇用であることを示す語。平城宮跡出土の付札木簡には、「供御」の語でその物品が天皇用であることを明示する例が他にもみられるが、いずれも「供」と「御」の間を一文字空けて書く。これは天皇を指す場合の「御」に敬意を表すためのもので、令に規定のある關字と呼ばれる作法の一種である（公式令平出条）。

切り込みの加工も上品で文字も端正、記載方法も律令規定を丁寧に実践しており、天皇用纖維製品に相応しい木簡といえよう。

39
釘の付札

（九二次、西大溝SD三八二五出土。一二七七九）

釘肆佰玖隻

長さ一九七mm・幅三五mm・厚さ六mm ○一型式

釘の数量だけが書かれた木簡。「肆伯玖」は「四百九」で、わざと画数の多い複雑な文字で書いている。これを大字と呼ぶ。改竄を防ぐのと、立派に見せるのと、二つの目的がある。

「隻」は今では船を数える時くらいしか使われないが、古代には広く用いられた。釘もたいてい隻単位で数えている。

40 警備担当兵士の出入の木簡

(九二次、池SG八一九〇出土。一二五九五)

(表) 常陸 那賀郡 大伴部弟末呂 巳時
(裏) 入

長さ一八三■・幅二三■・厚さ七■ ○一型式

常陸国那賀郡(今の茨城県ひたちなか市付近)出身の、大伴部弟末呂の名と、時刻、さらに裏面に「入」という文字を記した木簡。「巳時」は午前十時ごろ。「入」という語から想像すると、どこかの区画への入場に伴う木簡と推定される。

律令の規定では、「宮闈門」(内裏や宮殿などの重要区画に開く門)には門ごとに「門籍」という入場許可者リストが用意される。入場者は、自分の名が登録された門籍が配備された門からのみ中に入ることができる(宮衛令宮闈門条)。もし、門籍に名がない人物が入場するような場合、事前に申請して警備部署に連絡することになつてゐる(宮衛令応入禁中条)。おそらく、こうした事務手続きの中で作成されたのだろう。各入場者の名前を書いた木簡が作成され、門に送られ、実際に入場した際に裏面に「入」と書きこまれた、といった利用方法が想定できる。

ただ、それがどうして池岸に放り込まれたのか、まだまだ繰り返し使えそうなのに捨てられてしまつたのか、具体的にこの門で使われたのか、また大伴部弟末呂は「兵衛」「衛士」といった警備部隊配属なのか、それとも工事関係の労働者なのか、何かを運んできたのか、などの点は不明のまま残る。なお、40に形状

39 木簡をよむ 4

39 木簡の異色さは何をよむか?

39は異色な木簡である。まずはその立派さ。厚さ六ミリというのは、平城宮の木簡では並大抵の事ではない。贅沢な厚みだ。幅が三五ミリ、というのも比較的幅広の部類に属する。四周も表面も丁寧に加工されている。実は、釘の木簡は総じて分厚い。やはり、工事現場という環境やら、釘という品目と関係するのだろう。

その見かけの立派さの割りに、書かれているの「釘が四〇九本」というだけである。しかも、「釘」と記載する木簡の多くは「付札」で、荷物に結び付けるための紐を付ける切り込みがある。ところがこの木簡にはそれがない。また、四周の加工も、これほど丁寧な例は少ない。だが何と言つても「他に例を見ない」のは数字の書き方だ。

「肆伯玖」という数字の書き方は「大字」と呼ばれ、最も重要な予算の決算報告書とか、そういう場合に用いられる文字である。普段使いの中では、「四百九」と書くのが通例だ。釘に関連する木簡で、わざわざ大字を用いている例は他にない。そして、大字を用いるに相応しい、丁寧で見事な文字も、目を見張らせる。

となると、この木簡の木材が丁寧に加工されて、風格に満ちていることも理由がありそうに感じられる。どうも、単なる釘の付札ではなく、さうな雰囲気に満ちている。なにか特殊な釘だったのだろうか。完成記念式典で、偉い人が打ち込むセレモニーに使われるような。いや、そんなイベントは、儀式関連の記録にも見当たらない。

文字面だけでは気づけない、木簡の風格を是非感じ取っていただき、このナゾの解明にお力を貸してください。

・大きさ・記載が酷似する木簡が、ごく近くから出土している
〔平城宮木簡〕七、一二五九六)。

41 兵士の組織の見える木簡

(一七七次 整地土下層木屑層・炭層出土。一二六二二)

○五十上子人列 十上□□□□□

長さ二七〇畳・幅三三畳・厚さ六畳 ○一一型式

内容に不明な部分も残るが、兵士の組織に関わるものと考えられる。兵士に関する事柄などを定めた軍防令によると、古代の地方軍制である軍團には、五十人の兵士を統率する役職として隊正が置かれ、また兵士は十人ごとに火という単位に組織されていた。41の「五十上」「十上」も、それぞれ五十人単位、十人単位の集団の統率者を意味するのだろう。そうすると、五十上である子人(=人名)が率いる列(=隊、チーム)、と解釈できる。

なお大極殿院周辺では、第一次大極殿院東南隅と内裏外郭西南部に挟まれた谷部からも、「五十上御本一札□原列一」などと記された木簡が出土している(〔平城宮木簡〕七、一二二九五)。1期に展示する木簡では、2 3 4 6 が同じ場所から出土したものである。

42 参河湾諸島からの贋の荷札

(一七七次 整地土下層木屑・炭層出土。一二六三〇)

〔斤カ〕

参河国芳豆郡比莫鳴海部供奉四月料大贋黒鯛六□

長さ二〇三畳・幅一九畳・厚さ三畳 ○三三型式

参河国芳豆郡の比莫鳴(今の愛知県南知多町日間賀島)から贋として届けられた黒鯛の荷札。六斤は約四キログラム。参河国芳豆(=幡豆)郡は贋の貢進地として著名な地域で、海民集団である海部を組織し、ほぼ奇数月には篠嶋(今は比莫鳴と同じ愛知県南知多町)が、偶数月には折嶋(今の佐久島。愛知県西尾市)が、海産物の加工品を納める体制が確立していた。

42にみえる比莫鳴は、篠嶋・折嶋のちょうど真ん中に位置する。両嶋に次ぐ第三の嶋として注目されるが、比莫鳴は奈良時代初期の木簡にしか現れず、天平年間(七二九~七四九)の初めころまでに篠嶋郷に編入されたらしい。また品目は二島の貢進体制が整つたあとは圧倒的に「佐米楚割」(=サメの干物)が多く、黒鯛は珍しい。「楚割」(干物)と明記しない例も少ないが、現在の刺身のような状態で届けられたとは考えにくく、やはり何らかの加工を施していたのだろう。

43 若狭国から納められた塩の荷札

(一七七次 整地土下層木屑層・炭層出土。一二六三九)

(表)若狭国遠敷郡遠敷里□□果□
調塩一斗 □□

(裏)和銅四年四月十日

長さ一六九畳・幅三四畳・厚さ五畳 ○三三型式

若狭国遠敷郡遠敷里(今の福井県若狭町)より調として届けられた塩の荷札。和銅四年は七一年で、平城遷都の翌年。若狭国はさまざまな海産物を贋(天皇の食料)として貢納する役割を担い、御食国と呼ばれたが、塩のみは必ず調として納められた。塩の貢進は三斗(今の約一斗三升五合、約二四リットル)単位を基本とするが、43のような一斗のほか、二斗の事例も多い。

(一七七次、整地土下層木屑層・炭層出土。一二六六七)

薄鮫卅七斤 五編

長さ一七〇mm・幅二六mm・厚さ五mm ○三一型式

(表) 山上郷小□□子二斗五升 □
 (裏) □

長さ一八九mm・幅二六mm・厚さ三mm ○三二型式

ブドウの付札。裏面には、切り込みにくくり付けた紐の跡が
 も多く使われる。木簡に現れる貝類は61の力キのほか、ハマグリ
 ・イガイ・サザエなど多種多様だが、中でもアワビの木簡は圧倒
 的に数が多く、ヴァリエーションも多彩。

薄鮫は、その呼称や「編」という単位から、いわゆる熨斗アワ
 ビに加工された状態を指すことがわかる。卅七斤は、約二五
 キログラムに相当するから、一編は平均約五キログラム。かなり
 の量である。

61 牡蠣の干物の付札

(四一次、中央大溝SD三七一五出土。一一九八〇)

蠣腊三籠

長さ一六〇mm・幅二五mm・厚さ三mm ○五一型式

粒の小さい野生種を指すのであろうか。ブドウは現在では「葡萄」
 と書くのが一般的だが、古代では「蒲萄」と表記されることが多
 かった。衣類の染料として使用されている例が圧倒的に多いが、
 44は食用品に付された付札であろう。奈良時代にもブドウが食さ
 れていたことを示す貴重な事例であるとともに、類例の少なさは、
 やはり現在ほどは流通していない高級食材であつたことを示す。

II 西宮の時代

【西宮関連の木簡】

60 アワビの付札①

(四一次、中央大溝SD三七一五出土。一一九七八)

力キの付札。腊は干物。今も力キの煙製は珍味として好まれ
 るが、足のはやい力キは古代においても干物に加工されることが
 多かつたようである。(ほかに「蠣腊」と記した木簡(城二三一
 一三下。長屋王家木簡)もある)。

なお、「賀吉鰻廿六貝」「加吉鰻卅七貝」(ともに城三一一三五
 上。二条大路木簡)などと書かれた不思議な木簡も出土している。
 いずれも「力キアワビ」と読むのであろうが、これが力キ&アワ
 ビの意なのか、それともそういう種類の貝なのか、にわかには判
 断しがたい。ただし個数表記が「力キアワビ」全体にかかるとい
 ることからすると(「貝」は殻付きの貝類に用いる単位)、いわゆ
 るカキとは別に、当時そのように呼ばれた貝があつたと考えるほ
 うがよいかもしない。

(四一次、中央大溝SD三七一五出土。一一九八四)

押年魚 上

長さ六一■・幅一四■・厚さ三■ ○三一型式

年魚の付札。押年魚はアユの脂（内臓を取り出し、ごはんと酒を合わせたものに漬け込み、重石をして発酵させた食品。なれずし）のこと。『鮓年魚』「年魚鮓」とも表記される。アユの荷札・付札は数多く出土しており、単に「年魚」と記されるものもあるが、「乾年魚」「煮千年魚」「煮腊年魚」のように干したり煮て干したりしたものほか、「煮塩年魚」「塩漬年魚」「年魚醤」のように、腐敗防止のために塩を用いた加工も行われていた。

末尾に小さく書かれた「上」は、この木簡がつけられたアユ鮓が上質であることを示すと思われる。ほかに、「七月九日鮓年魚下」「醉年魚上」と書かれた木簡が二条大路木簡にある（ともに城三一一三四上）。上等のアユ鮓は、西宮の食卓に供されるのにふさわしい珍味であつたろう。

63 鹿肉の付札

(四一次、中央大溝SD三七一五出土。一一九八六)

鹿宍

長さ六九■・幅一八■・厚さ四■ ○三二型式

鹿宍の付札。宍は肉のこと。貢進地・貢進者などが記されないことから、荷物につけられた荷札ではなく、届いた物品を管理するための付札と考えられる。

獸肉や魚肉は干物にされることが多い。⁶³ も千宍（＝干し肉）につけられていた可能性が高い。ただし、万葉歌によれば膾に

供された鹿肉や塩辛用の内臓も存在したようであり（巻一六一三八八五）、単に「宍」としか記されない⁶³は、生肉の付札の可能性も残る。なお、「鹿宍（在五藏）」（五藏は五臓のこと）と書かれた木簡も出土している（『平城宮木簡』三、三五六五）が、こちらは祭祀と云う孔子を祀る儒教の儀式に用いる生贊用と考えられている。

【木簡が見つかった遺構】

大極殿院西楼周辺整地土（15）

第一次大極殿院造営当初に施された整地土。大極殿院内のうち、磚積擁壁南側の内庭広場から南面築地回廊にかけて広がる。木簡は、整地土に紛れ込んだ单発的な状態で、計一四点出土した。

大極殿院東南隅外側整地土（2346）

第一次大極殿院東南隅と内裏外郭西南隅に挟まれた谷部に施された整地土。木簡は造営直前の地表面と整地土との間に堆積した建築用材の破片やはつり屑、檜皮などとともに、二一二点（うち削屑一四二点）出土した。建物S.B.H.一八二（7）

第一次大極殿院東南隅と内裏外郭西南隅に挟まれた谷部の整地後に建てられた建物。桁行五間、梁行二間の掘立柱南北棟建物で、木簡西南隅の柱掘方から一五点（うち削屑一四点）出土した。

壠状遺構S.X.H.四一（20）

後述の中央大溝SD三七一五に付設された壠状遺構で、一辺約4mの不整形を呈する。位置は、中央区朝堂院東第一堂の北端の東にあたる。木簡は、一三八点（うち削屑三四点）出土した。

西樓SB一八五〇〇（232526）

第一次大極殿南門の西、南面築地回廊内側に天平初年頃までに増設された樓閣建物。桁行五間、梁行三間の總柱建物で、内部の柱を礎石建ち、外側の柱を掘立柱とする特殊な構造をとる。木簡は掘立柱の柱抜取穴から計一四五点（うち削屑一二四七点）出土した。

東樓SB七八〇一（2427）

第一次大極殿南門の東、南面築地回廊内側に天平初年頃までに増設された樓閣建物。桁行五間、梁行三間の総柱建物で、内部の柱を礎石建ち、外側の柱を掘立柱とする特殊な構造をとる。木簡は掘立柱の柱抜取穴から計二四〇点（うち削肩一五四点）出土した。

佐紀池南岸整地土（3841424344）

後述の池SG八一九〇の南岸、西大溝SD三八二五の西に広がる整地土。多数の遺物とともに木屑層・炭層を形成しており、大極殿院東南隅外側の整地土出土の木簡と似た出方をしている。木簡は二七一点（うち削肩六三点）出土した。

西大溝SD三八二五（39）

第一次大極殿院の西辺を画して南流する平城宮内の基幹排水路の一つ。後述の池SG八一九〇を起点とし、大きく三時期に分けられている。大極殿院の時期に属するSD三八二五Aは最大幅一・八m、深さ約五〇cmある。SD三八二五Bは、池SG八一九〇の造成に伴つて堤を築いたあと、取水口を東に約七〇cmずらして新たに掘削している。木簡は三時期合わせて二六四点（うち削肩一二七点）出土した。³⁹はSD三八二五Bの時期のものである。

池SG八一九〇（40）

大極殿院北西側に位置する園池遺構で、遷都当初は谷筋の自然流路であったものを、東西樓閣の増設などの改作と時期を同じくして池として造成されたと考えられる。木簡はその造成過程で南岸に投棄されたものとみられ、計三七点（うち削肩六点）出土した。

中央大溝SD三七一五（60616263）

第一次大極殿院の東辺を画して南流する平城宮内の基幹排水路の一つ。幅二一三m、深さ一mの素掘りの溝である。二度の改修の痕跡が認められる。調査は総延長約六〇〇mにわたつて実施されており、木簡はこれまでに計一五五八点（うち削肩一〇一五点）が出土している。奈良時代を通じて機能した溝だが、木簡には出土地点ごとにある程度の内容のまとめが見受けられる。

